

### コンポスト等生ごみ処理容器 購入補助金のお知らせ

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び自家処理を推進するため、一般家庭でコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。生ごみ処理容器の購入を検討されている方は、ぜひ補助金を活用してください。

- 補助金額 購入金額の2分の1
  - 生ごみ処理機 上限額15,000円
  - 生ごみたい肥化容器 上限額 3,000円

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

### ダンボールコンポスト作成キットの配布について

一般家庭で生ごみを手軽にたい肥化させることができる、ダンボールコンポスト作成キットを配布します。

話題のダンボールコンポストで資源を循環させたい肥を作り、おいしい野菜を育ててみませんか。

- 金額
  - スターキット 1,000円 (基材、ダンボール(2重底)、温度計、虫よけキャップ、教本)
  - 継続キット 500円 (基材、ダンボール(2重底))

※ダンボールコンポストとは、生ごみを基材の入ったダンボール箱に入れ、減量・たい肥化させるものです。

### スズメバチ駆除費補助金について

スズメバチによる危害を防止し、生活の安全とよりよい環境づくりのため、スズメバチの巣を駆除する方に対し、駆除費用の一部を補助します。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください。

**ただし、事前に現場を確認しますので、巣を駆除する前に住民課へご連絡ください。**

- 交付申請 事前確認後、巣の駆除日から30日以内または当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに交付申請書を提出

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

- 対象となる巣 町内にあるスズメバチが活動している巣
- 対象者 巣がある建物や土地を所有、管理、または使用している方  
※駆除業者により駆除されたものが対象です。  
※緊急時は自治会長が申請することができます。

- 補助金額 駆除費用の2分の1相当(上限額:6,000円)

### 有害鳥獣捕獲計画と実績について

上毛町の捕獲員による有害鳥獣捕獲を令和5年5月8日～令和6年3月15日(ただし、12月23日～1月5日までは除く)に行います。

また、この期間内の土曜日、日曜日、祝日には銃による有害鳥獣捕獲も随時実施します。

安全には十分注意しておりますが、事故防止のため、山に入る際には、十分お気をつけください。

なお、日曜日の一斉捕獲は例年通り、カラス・ドバト・シカ・イノシシを対象に駆除を行いますので、その際には無線放送であらかじめお知らせします。

※カラスが多く発生している場合でも近くに人家があれば、銃による駆除は法律により禁止されていますので、皆様のご理解をお願いします。

#### ◎銃による有害鳥獣捕獲

- 実施期間
  - 5月8日～10月14日(土曜日、日曜日、祝日のみ)
  - 10月15日～令和6年3月15日(随時)

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

#### 令和4年度 有害鳥獣捕獲実績

令和4年5月7日から令和5年3月15日までを捕獲許可期間と定め、猟友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲を行いました。

農林産物被害の軽減のため、本年度も引き続き捕獲を実施しますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

| 獣種        | 捕獲頭数 | 前年度比  |
|-----------|------|-------|
| イノシシ      | 250頭 | +145頭 |
| シカ        | 277頭 | △59頭  |
| カラス       | 70羽  | +37羽  |
| アライグマ     | 51頭  | +33頭  |
| タヌキ       | 7頭   | +4頭   |
| アナグマ(ジグマ) | 25頭  | +19頭  |
| その他(イタチ等) | 13頭  | +11頭  |

### 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種のお知らせ

対象年齢となる方には4月に個別に通知しています。

**通知が届いた方でも、過去に肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌予防接種)を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。**

※対象者の方は、令和6年3月31日までの接種に限り、定期予防接種として全額公費負担となります。

| 令和5年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者 |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 65歳となる方                     | 昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生 |
| 70歳となる方                     | 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生 |
| 75歳となる方                     | 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生 |
| 80歳となる方                     | 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生 |
| 85歳となる方                     | 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生 |
| 90歳となる方                     | 昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生   |
| 95歳となる方                     | 昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生   |
| 100歳となる方                    | 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生 |

※60歳～64歳で、身体障害者手帳1級程度の障がい有する方も対象となります。

接種回数 1回

接種料金 全額公費負担

#### 接種時持参する物

- ・高齢者肺炎球菌予診票
- ・上毛町高齢者肺炎球菌感染症定期接種対象者証明書
- ・高齢者肺炎球菌感染症予防接種済証
- ・医療保険証等(本人確認のため)

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)



### MR(麻しん・風しん混合ワクチン)定期予防接種のお知らせ

MR第2期接種対象のお子さんへ、4月に個別に通知しています。お子様の体調の良い時に接種をお受けください。

接種対象のお子さん 第2期 小学校就学前1年間(平成29年4月2日～平成30年4月1日生)

接種期限 令和6年3月31日まで

接種料金 全額公費負担(接種期限を過ぎると、全額自己負担になります)

接種時持参する物 ・MR予防接種予診票 ・母子健康手帳 ・委任状(保護者同伴でない場合)

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)



### 上毛町林地等崩壊対策事業補助金のお知らせ

宅地などに隣接する林地などが崩壊する恐れのある箇所において、崩壊対策工事を実施する場合、その費用の一部を助成します。

#### ■対象となる工事

- ①崩壊に伴う復旧工事(崩土撤去など)
- ②崩壊防止対策工事(法面保護など)
- ※①、②ともに工事費5万円以上のもの。

#### ■補助金額

工事費の2分の1以内(上限額:50万円)  
※補助金の総額が、予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先 建設課 土木係 TEL 72-3159(内線191)

#### 〈注意点〉

補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。